

南会津町介護保険福祉用具購入支給事業

1. 対象となる特定福祉用具種目

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ

2. 対象者

- ・要介護認定（支援・介護）を受けており、認定の有効期間内であること。
- ・購入前に事前協議を行い、南会津町に承認されること。

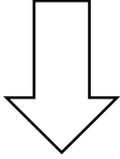
3. 支給基準限度額について

支給基準限度額は、毎年4月から3月までの1年間で10万円を上限に、福祉用具購入費のうち利用者負担の割合分（1割または2割か3割）を除いた額を支給申請することができます。

なお、同一支給限度額期間内においては、同一購入種目の福祉用具を2つ以上支給申請することはできません。（ただし、用途や機能が著しく異なる場合を除きます。）

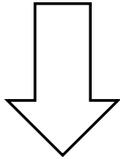
4. 福祉用具購入費の支給申請手続きの流れ

1 事前協議・・・購入前に、事業所と南会津町健康福祉課とで事前協議を行います。
南会津町健康福祉課に下記の書類を提出します。

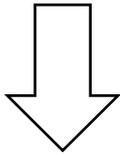


- ① 事前協議書
 - ② 見積書
 - ③ カタログ（写しでも可）
 - ④ 利用計画書（福祉用具の購入が必要となる理由書）
- ※ 場合によってはケアプランの提出を求めることもあります。
※ 選択制による販売の場合、利用者が適切に判断したことが確認できるように、多職種協議の内容をもとに提案した内容を記載ください。

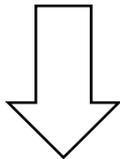
2 審査・・・事前協議書に基づき、適切な福祉用具購入であるか南会津町健康福祉課で審査を行います。場合によっては、現地確認も行います。



3 審査結果・・・協議結果を記載した書類を送付します。承諾後、購入します。
（事前協議決済後、協議書の写しを事業所送付）



4 支給申請・・・南会津町健康福祉課に下記の書類を提出します。



- ① 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
 - ② 領収書（写しでも可）
 - ③ 請求書
 - ④ 口座通帳の写し（カナ名義が記載されている部分）
 - ⑤ 受領委任払申出書（受領委任払の場合）
 - ⑥ 同意書（受領委任払の場合）
- ※償還払いの場合は、④、⑤は必要ありません。

5 給付決定・・・支給申請に基づき、内容審査後に支給（不支給）決定通知書を送付し、給付金をお支払いします。

一部福祉用具で貸与・販売の選択制導入について

【選択制の対象となる用具の種目・種類】

▽固定用スロープ

▽歩行器(歩行車を除く):脚部が全て杖先ゴム等の形状の固定式または交互式のもの。
前輪のみなど部分的にキャスターが付いているものは「歩行車」になり、選択制の対象外。

▽単点杖(松葉杖を除く):エルボークラッチ、ロフストランドクラッチ

▽多点杖:三脚杖、四脚杖、五脚杖

※国が「長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる者の割合が多い種目」として設定。販売が選択されれば、特定福祉用具販売として取り扱われる。
なお、特定販売の支給基準限度額(年間10万円)は変わらない。

※固定用スロープやロフストランドクラッチについては、住環境や身体状況により必要な場合は、販売でも複数個支給を想定して対応してよい。スロープの複数個支給の場合は、設置個所が分かるように計画書に記載すること。(平面図に図示したのものも可)

※選択制の対象用具で、すでに一度に購入したものの再支給(購入)は、これまでの特定福祉用具販売同様に、用具の破損や介護度の著しい重度化、その他特別な事情により、必要と判断すれば認められる。

【選択判断のプロセス】

▽選択制の対象者は一律に限定せず、貸与か販売かは利用者の意思決定に基づいて選択する。

▽利用者が適切に判断できるよう、ケアマネジャーか福祉用具専門相談員が、主治医の医学的所見(利用者の疾患等の状況を踏まえた在宅生活の見通し)やサービス担当者会議、退院/退所カンファレンス、各専門職への照会などで多職種から得られた意見をもとに、貸与か販売かを提案する。しかし、利用者の安全確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

※ケアマネ・専門相談員からの提案が「貸与」でも、利用者が「購入」を選ぶ場合もあるが、提案理由を明確に伝えた上ならば、最終的には利用者の判断となる。

※選択制の判断のために改めて主治医に所見を求める必要はなく、直近または適切な時期の所見でよい。サービス担当者会議での主治医のコメントも医学的所見とみなし、所見について特定の様式は求めない。

※担当ケアマネジャーのいない利用者から福祉用具事業者にご相談があった場合は、専門相談員が地域包括支援センター等と連携して対応する。

※令和6年4月以前から選択制対象用具を貸与している利用者については、適時適切なタイミングのモニタリングを行った上で、その後の貸与継続か販売移行かを検討する。